

2 定期報告の対象等

(1)建築物(令 16 条、県細則 15 条等)

区 分	用 途	規 模 又 は 適 用 条 件※4
建築物	(1) 劇場、映画館、演芸場	i)3 階以上の階にあるもの※1 ii)客席の床面積の合計が 200 平方メートル以上であるもの iii)主階が 1 階にないもの iv)地階にあるもの※2
	(2) 観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	i)3 階以上の階にあるもの※1 ii)客席の床面積の合計が 200 平方メートル以上であるもの iii)地階にあるもの※2
	(3) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、就寝用福祉施設※3	i)3 階以上の階にあるもの※1 ii)2 階の当該用途の床面積の合計が 300 平方メートル以上であるもの iii)地階にあるもの※2
	(4) 旅館、ホテル	i)3 階以上の階にあるもの※1 ii)2 階の当該用途の床面積の合計が 300 平方メートル以上であるもの iii)地階にあるもの※2
	(5) 体育館（学校に付属しないもの）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	i)3 階以上の階にあるもの※1 ii)対象用途の床面積の合計が 2000 平方メートル以上であるもの
	(6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、遊技場、公衆浴場、料理店、カフェー、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、展示場	i)3 階以上の階にあるもの※1 ii)2 階の当該用途の床面積の合計が 500 平方メートル以上であるもの iii)対象用途の床面積の合計が 3000 平方メートル以上であるもの iv)地階にあるもの※2
	(7) 事務所その他これに類する用途	階数が 5 以上の建築物で、事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が 1000 平方メートルを超えるもの

規模又は適用条件のいずれかに該当する場合に必要となります。

※1 3 階以上の階で対象用途に供する部分が 100 平方メートル以下のものは除く

※2 地階部分で対象用途に供する部分が 100 平方メートル以下のものは除く

※3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害者入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業（就寝利用のある自立訓練又は就労移行支援）の事業所

※4 該当する用途部分が避難階にのみあるものを除く

報 告 年	報 告 期 間	調 査 ・ 検 査 時 期	報 告 書 の 提 出 先
令和 2 年から 3 年目ごとの年	該当年の 4 月 1 日～12 月 28 日 ※提出は上記期間中の任意の時期 ※初回の定期報告は免除(検査済証 の交付を受けた場合において、その 直後の時期を除く。)	報告日の前 3 ヶ月以内	(一財) 熊本県建築住宅セ ンター 又は 所管の各特定行政庁 県：各広域本部 土木部 景観建築課 熊本市：建築指導課 八代市：建築指導課 天草市：建築課
令和 2 年から 3 年目ごとの年			
令和元年から 3 年目ごとの年			
令和 3 年から 3 年目ごとの年			
令和 3 年から 3 年目ごとの年			
令和 2 年から 3 年目ごとの年			
令和 2 年から 3 年目ごとの年			
【注意事項：定期報告の対象建築物で外装仕上げ材等が落下の恐れのある建築物について】 定期報告の対象となる建築物で、外壁の仕上げがタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等のものは、建物のしゅん工等※ ¹ から 1 0 年が経過した最初の定期調査報告時まで、外壁の全面打診※ ² を行うことが義務付けられています。 調査にあたっては漏れ等が無いようお気を付けください。 ※ 1：しゅん工等とは、建築・外壁改修のしゅん工、全面打診等の調査のいずれかを言います。 ※ 2：全面打診等による調査は、歩行者に危害を与えるおそれのある部分に限ります。			

(2) 建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設(令 16 条、県細則 16 条等)

区 分		設 備 の 種 類	規 模 又 は 適 用 条 件
建築設備	(1)	排煙設備	2 (1) の建築物に設置されたもので、法第 35 条の規定により設けられたものに限る。
	(2)	非常用の照明設備	2 (1) の建築物に設置されたもので、法第 35 条の規定により設けられたものに限る。
防火設備	(1)	防火設備※ 1	2 (1) の建築物に設置されたもの、または病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、就寝用福祉施設で床面積の合計が 200 平方メートル超の建築物に設置されたもの。
昇降機	(1)	エレベーター	・ 建築物に設けられたもの (籠が住戸内のみを昇降するもの、労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第六号に規定するエレベーターを除く。) ・ 工作物としての乗用エレベーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。)
	(2)	エスカレーター	・ 建築物に設けられたもの ・ 工作物としてのエスカレーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。)
	(3)	小荷物専用昇降機	・ 建築物に設けられたもの ・ 小荷物専用昇降機で昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より 50cm 以上高いものを除く。
遊戯施設	(1)	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ※ 2 高架とは、部分的な高架も含み、高架に係る基準はない。	
	(2)	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で、原動機を使用するもの。	
	(3)	水を流した水路を人が直接滑走するもの（ウォータースライダー） ※ 2 高架であり、かつ、高低差 4m を超えるものに限る。	

※ 1 防火設備について

R7.7.1 以降に実施する検査においては、2 (1) の建築物に設ける各階の主要な常閉防火扉も対象。

ただし、2 (1) の建築物のうち、防火設備定期検査の対象となる設備が常閉防火扉のみである建築物については、これまで通り常閉防火扉に係る項目を特定建築物定期調査で実施する。

※ 2 昇降機等廃止等届の提出について

定期検査対象の昇降機等を廃止（休止）する場合には、熊本県建築基準法施行細則第 16 条の 3 の規定に基づき、「昇降機等の廃止届等」の提出が義務付けられています。

当該届が提出されていない場合、所有者（または管理者）として登録されている方へ、定期報告の対象として案内や問い合わせを行うことがありますので、くれぐれも提出漏れが無いようにお願いします。

報 告 年	報 告 期 間	調査・検査時期	報告書の提出先
毎年	該当年の４月１日～１２月２８日 ※提出は上記期間中の任意の時期 ※初回の定期報告は免除（検査済証の交付を受けた場合において、その直後の時期を除く。）	報告日の前 ３ヶ月以内	（一財）熊本県建築住宅センター 又は 所管の各特定行政庁 県：各広域本部 土木部 景観建築課 熊本市：建築指導課 八代市：建築指導課 天草市：建築課
毎年	該当年の４月１日～１２月２８日 ※提出は上記期間中の任意の時期 ※初回の定期報告は免除（検査済証の交付を受けた場合において、その直後の時期を除く。）	報告日の前 ３ヶ月以内	所管の各特定行政庁 県：各広域本部 土木部 景観建築課 熊本市：建築指導課 八代市：建築指導課 天草市：建築課
毎年	４月１日から前年の報告を行った日の翌日から起算して１年を経過する日の属する月の末日まで。 ※最初の報告は検査済証交付日の翌日から起算して２年を経過する日の属する月の末日まで。	報告日の前 ３ヶ月以内	所管の各特定行政庁 県：各広域本部 土木部 景観建築課 熊本市：建築指導課 八代市：建築指導課 天草市：建築課
毎年	【使用期間が連続して６ヶ月を超えるもの】 ※昇降機と同じ 【使用期間が連続して６ヶ月以内のもの】 使用開始日の１ヶ月前～使用開始の前日まで ※初回の定期報告は免除（検査済証の交付を受けた場合において、その直後の時期を除く。）	報告日の前 ３ヶ月以内	※（一財）熊本県建築住宅センターが提出代行を行っています。
※令和７年度の定期報告制度見直しに係る県内の取り扱いについては、７月１日以降に調査・検査を実施するものに適用します。ただし、令和７年度の定期報告に限り、旧制度（改正前基準）による報告でも支障ないものとして運用します。			

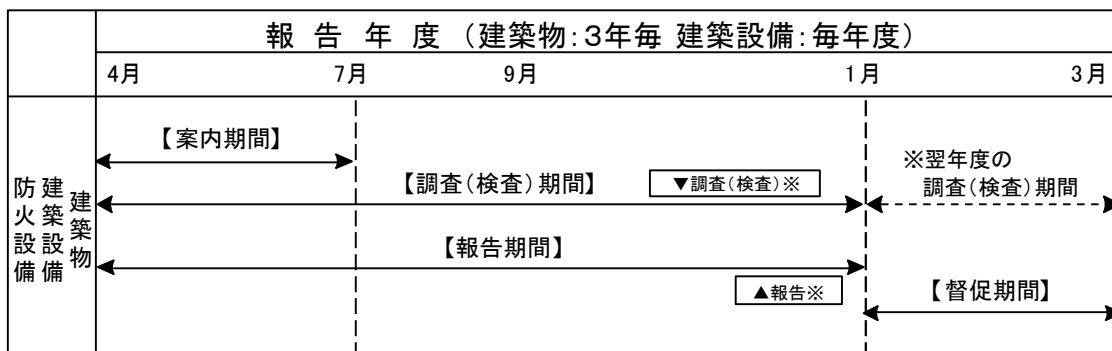
【県内取扱一覧（R7.7.1～）】

項目	特定建築物調査	建築設備定期検査
機械換気設備	設置・作動状況等	
機械排煙設備	設置状況等	作動状況
可動式防煙壁	設置状況等	作動状況
非常用照明設備	設置状況等	作動状況

項目			特定建築物調査	防火設備定期検査
防火設備（防火扉）	特定建築物定期調査対象建築物	随時閉鎖防火扉のみ設置	設置状況等	作動状況等
		随時閉鎖防火扉と常時閉鎖防火扉の両方設置	設置状況等	作動状況等
		常時閉鎖防火扉のみ設置	設置・作動状況等	
	病院等で床面積の合計が200㎡超の建築物（特定建築物定期調査対象建築物は除く）	随時閉鎖防火扉のみ設置		設置・作動状況等
		随時閉鎖防火扉と常時閉鎖防火扉の両方設置		設置・作動状況等
		常時閉鎖防火扉のみ設置		
	上記以外の防火設備			設置・作動状況等

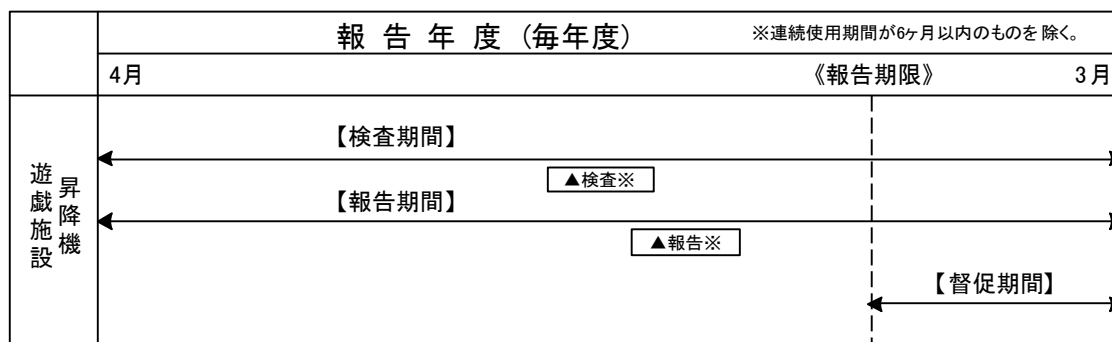
3 定期報告スケジュール

(Ⅰ) 建築物・建築設備・防火設備



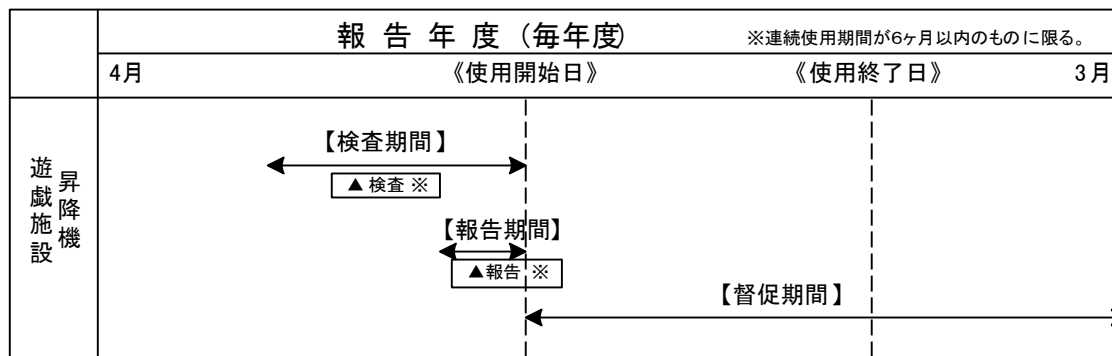
※報告は、報告日前の3ヶ月以内に実施された調査(検査)結果とする。

(Ⅱ) 昇降機・遊戯施設(連続使用期間が6ヶ月以内のものを除く。)



※報告は、報告日前の3ヶ月以内に実施された調査(検査)結果とする。

(Ⅲ) 昇降機・遊戯施設(連続使用期間が6ヶ月以内のものに限る。)



※報告は、使用開始前の1ヶ月以内に行う。また、報告日前の3ヶ月以内に実施された検査結果とする。

※遊戯施設における探傷試験は、所定の周期で実施された試験結果を確認するものであり、定期検査と合わせて実施する必要はありません。

4 報告案内(建築物、建築設備、防火設備のみ)

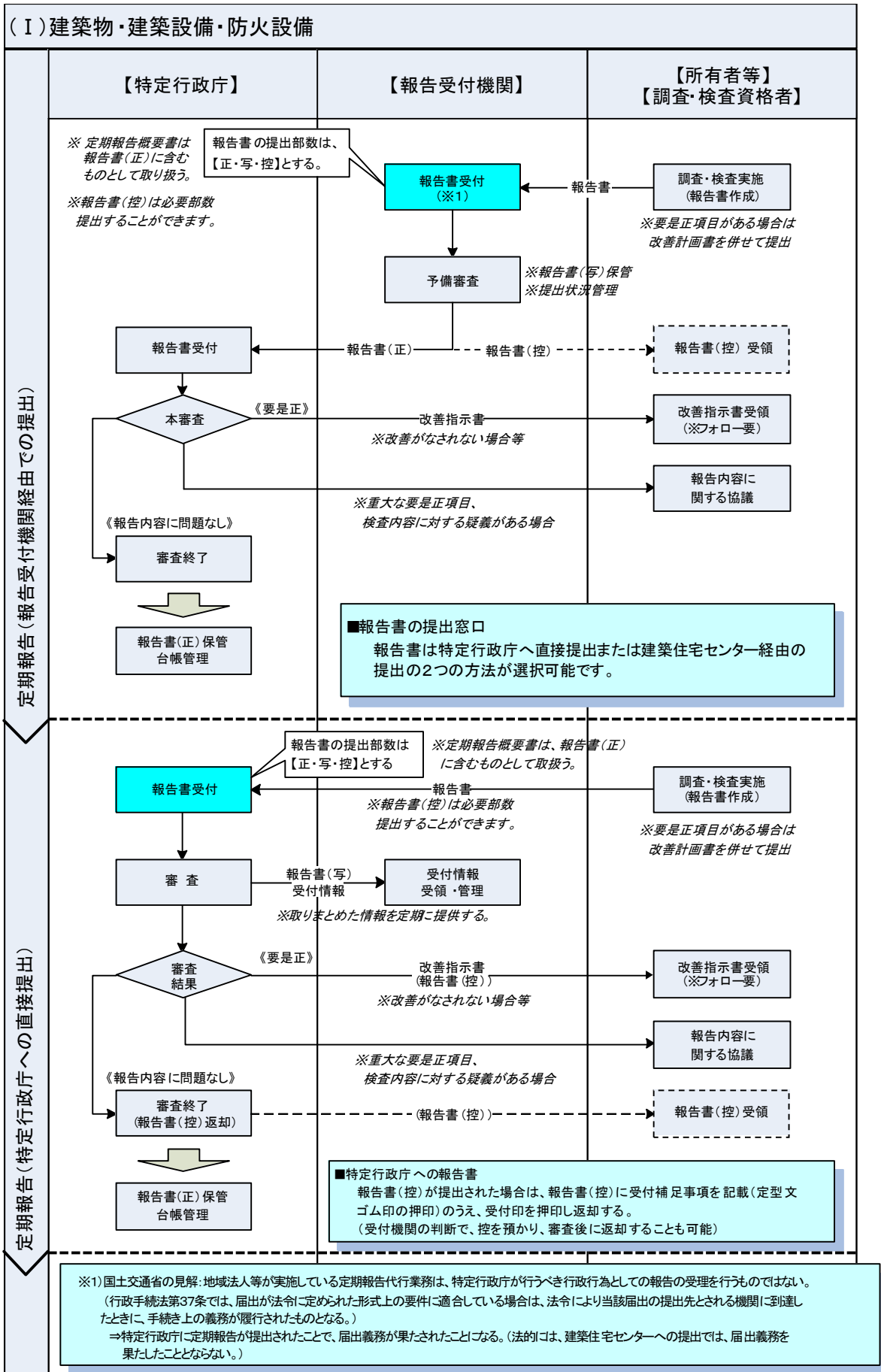
(Ⅰ)案内対象:当該年度の対象建築物、建築設備、防火設備

(Ⅱ)案内時期:5月～6月頃

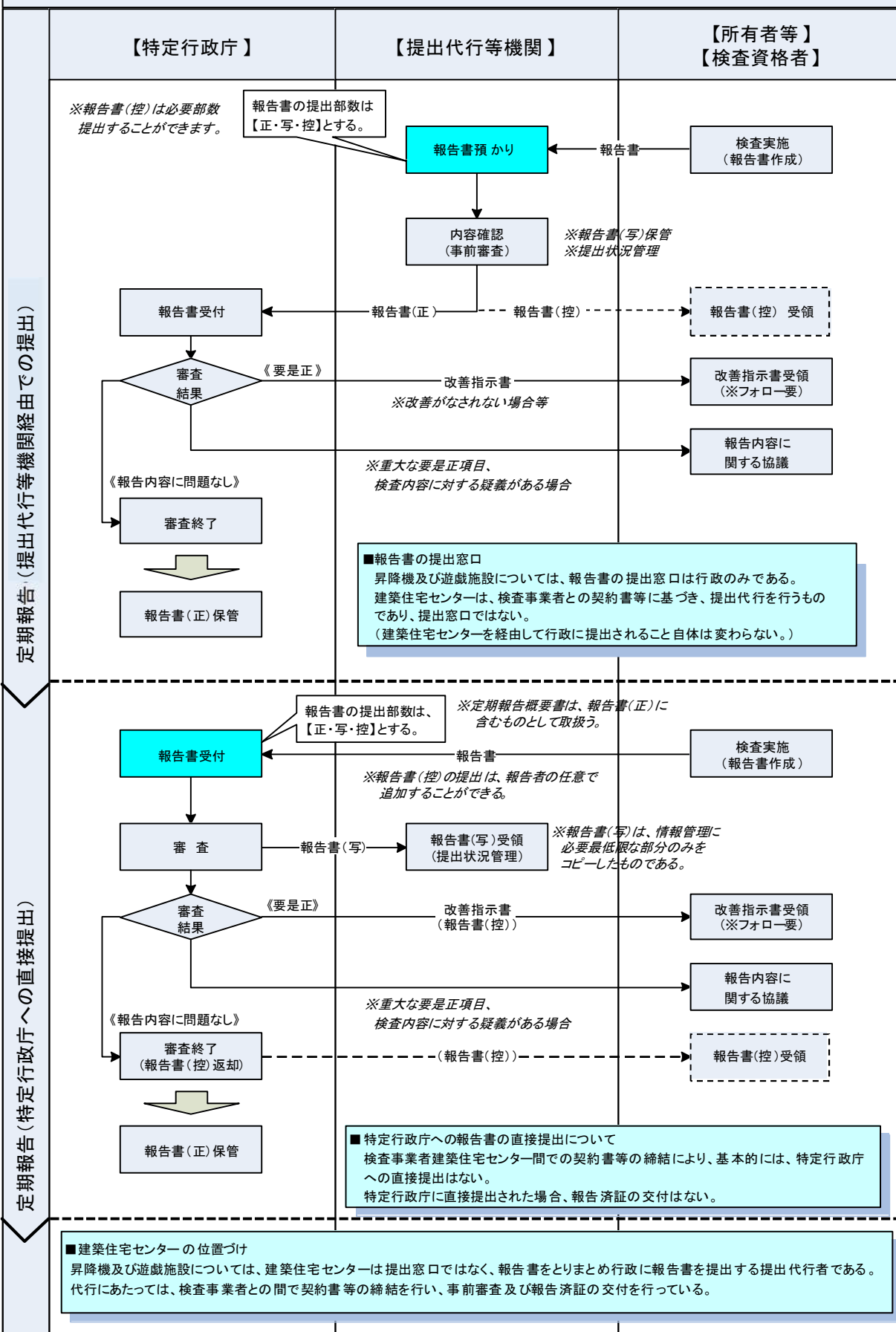
(Ⅲ)案内書送付者:(一財)熊本県建築住宅センター(業務委託契約に基づく)

※特定行政庁により異なる場合があります。

5 報告の流れ



(Ⅱ)昇降機・遊戯施設



6 各種様式(HP掲載)

(Ⅰ)報告様式(国様式)

- ・ 調査（検査）報告書
- ・ 調査（検査）結果表
- ・ 別表 1 ～ 4
- ・ 別添様式 1、別添様式 2 等

(Ⅱ)改善指導関連様式

- ・ 改善計画書、改善完了報告書

※改善計画書、改善完了報告書はいずれの特定行政庁も任意様式となりますので、改善内容に応じた様式により、提出を行ってください。（参考様式も掲載しています。）

7 関連図書等(業務基準書)

- ・ 特殊建築物等定期調査業務基準 ((一財)日本建築防災協会)
- ・ 建築設備定期検査業務基準書 ((一財)日本建築設備・昇降機センター)
- ・ 防火設備定期検査業務基準 ((一財)日本建築防災協会)
- ・ 昇降機、遊戯施設定期検査業務基準書 ((一財)日本建築設備・昇降機センター)

※常に最新版を確認するようにしてください。

8 関連HP

- ・ 熊本県建築課HP (URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/114198.html>)
- ・ (一財)熊本県建築住宅センター (URL : <http://www.bhckuma.or.jp/1894-2/>)
- ・ 国土交通省HP (URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html)
- ・ (一財)日本建築防災協会 (URL : <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/>)
- ・ (一財)日本建築設備・昇降機センター (URL : <https://www.beec.or.jp/>)

9 罰則について

建築基準法第12条第1項もしくは第3項による報告を行わない場合、同法第101条の規定に基づき100万円以下の罰金に処される場合があります。また、法第12条第5項の規定に基づき、報告を求めそれに従わない場合、または虚偽の報告をした場合にあっては、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処される場合があります。